

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026.7.25

SBI 日本・アジアフィンテック株式ファンド

追加型投信／内外／株式



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	株式 一般	年1回	アジア 日本	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行う「SBI日本・アジアフィンテック株式ファンド」の募集については、発行者であるSBIアセット
マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月24日に
関東財務局長に提出しており、2026年7月25日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社: SBIアセットマネジメント 株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)
金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第311号
設立年月日: 1986年8月29日
資本金: 4億20万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 8兆3,575億43百万円
(2026年4月末日現在)
受託会社: 株式会社りそな銀行
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>
SBI アセットマネジメント株式会社
● ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>
● 電話番号 03-6229-0097
(受付時間: 営業日の午前 9 時～午後 5 時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的

主として、日本を含むアジアの金融商品取引所に上場しているフィンテック関連企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

POINT 1

日本を含むアジアの株式の中からフィンテック関連分野において高い成長が見込まれる企業の株式等※に投資します。

※本国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として本国以外で発行されるDR(預託証券)を含みます。

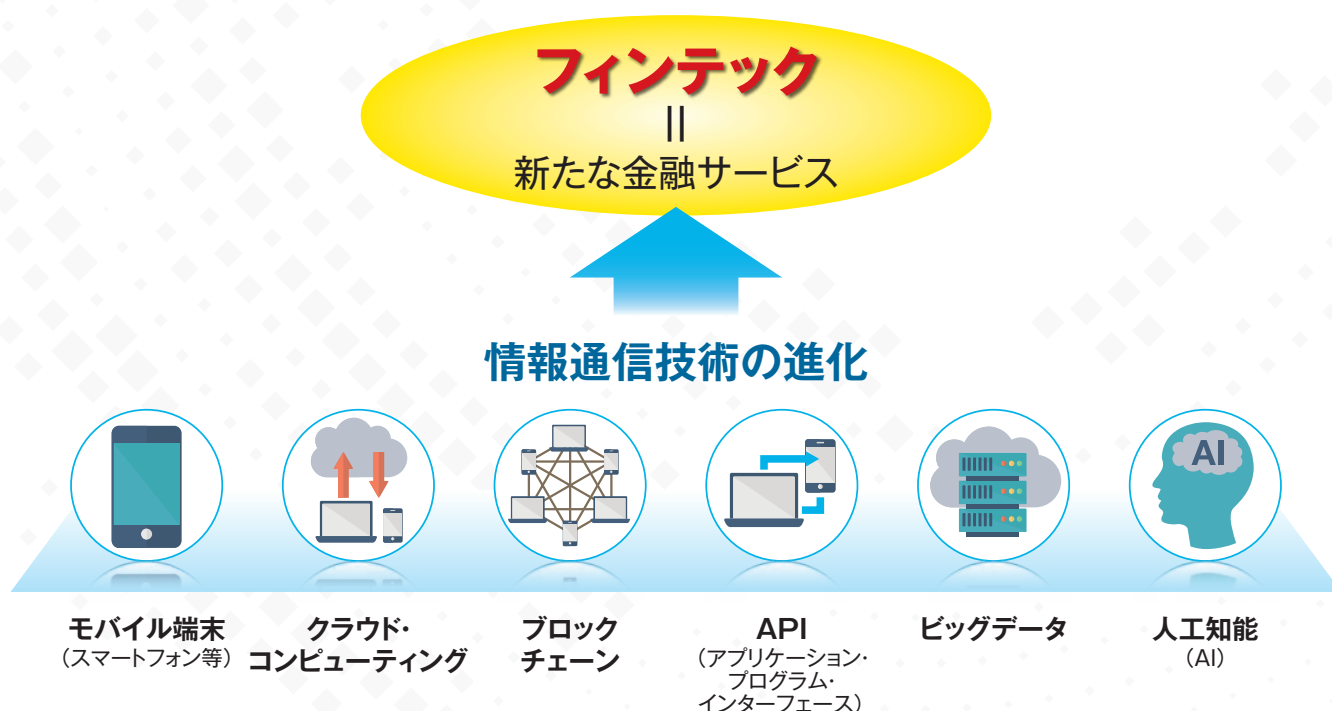
- アジア(日本を除く)の金融商品取引所に上場する株式への投資は、原則として信託財産の純資産総額の30%を上限とします。
- 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

本ファンドにおいてフィンテック関連企業とは、最新の情報通信技術を用いて革新的な金融商品・サービスを提供している企業、それらの企業を技術的・金銭的に支援する企業及びフィンテックを活用してビジネスを展開する企業などをいいます。

フィンテックとは？

金融(Finance)と**技術**(Technology)を組合わせた造語で、最新の情報通信技術を活用した「新たな金融サービス」の総称です。

情報通信技術の進化により急成長している分野で『金融サービス革命』とも言われています。



※資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

フィンテックの代表例

個人資産管理	複数の金融機関の口座、ポートフォリオ情報など、お金の流れをスマートフォンなどで一元管理できる家計簿サービス
決済	スマートフォンへの装着型、コード埋め込み型カードリーダーの開発でクレジットカード決済がスマートフォンから可能に
投資支援	ロボアドバイザーとも呼ばれる。人工知能（AI）により、市場動向やユーザーの投資性向に基づき最適な運用をアドバイス
融資	借りたい人と貸したい人をつなぎ、既存の仲介機関を通さないオンライン融資が可能に
仮想通貨	“ブロックチェーン”と呼ばれる技術が基盤のネット上で流通するバーチャル（仮想世界）な通貨。既存の大規模なインフラ基盤を必要とせず送金が可能で手数料が大幅低減

POINT 2

ポートフォリオ構築に際しては、ウエルスアドバイザー株式会社による投資助言を活用します。

本ファンドの運用プロセス

コア・フィンテック銘柄を選定

フィンテック関連分野において高い成長が見込まれる銘柄を抽出し、事業への貢献・規模・実現性などを考慮してコア・フィンテック銘柄を選定

投資対象銘柄の絞り込み

ファンダメンタルズ、財務面などを考慮しスクリーニングを実施し組入れ候補として絞り込み

ポートフォリオ構築
(30~50銘柄程度)

予想PERによる割安度、流動性などを考慮し原則として30~50銘柄程度を組入れ

組入比率は、原則として成長性、収益性、安定性、フィンテック関連技術の成長性など定量・定性的な評価を考慮の上、決定します。

なお、原則として四半期に1回、投資対象銘柄の見直しを実施するものとします。

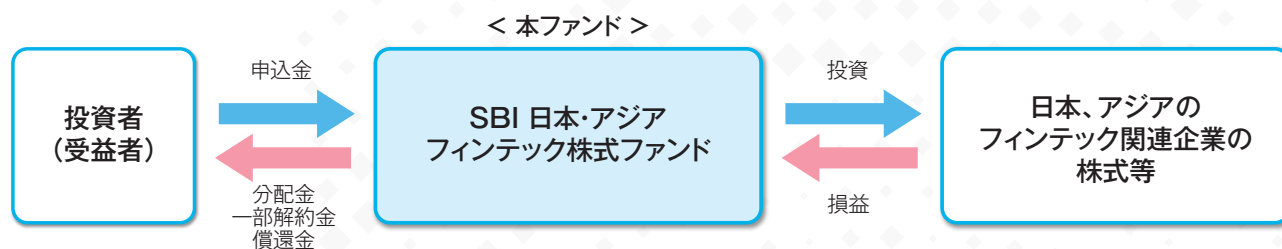
ウエルスアドバイザー株式会社

投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供する運用調査機関です。グローバルな株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。契約資産残高約5,799億円(2025年12月末現在)

※資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



■ ファンドの仕組み



分配方針

毎決算時（年1回、毎年4月24日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

株 式	株式への投資割合には、制限を設けません。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資割合は、30%を上限とします。

基準価額の変動要因

本ファンドは、株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様はに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
特定業種やテーマ銘柄へ投資が集中するリスク	本ファンドは、特定の業種・テーマに絞った株式への投資を行います。したがって、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。また、幅広い業種の株式に分散投資するファンドに比べ基準価額の変動が大きくなる場合があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
為替変動リスク	外貨建資産へ投資する場合には、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
流動性リスク	株式を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、本ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることがあります。特に新興国市場への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
デリバティブ（派生商品）に関する留意点	本ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。



その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

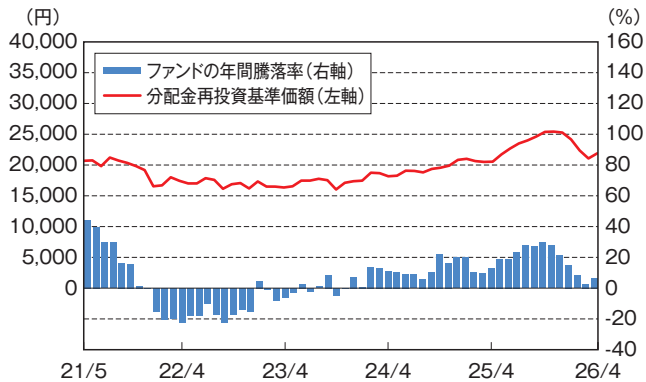
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規程に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

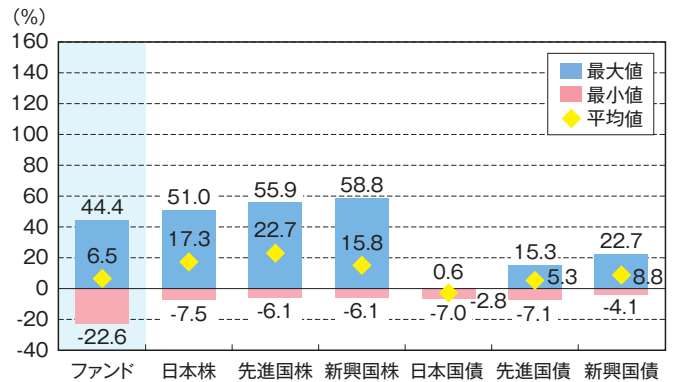
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年5月～2026年4月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年5月～2026年4月



* 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数（除く日本）

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数（除く日本）

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

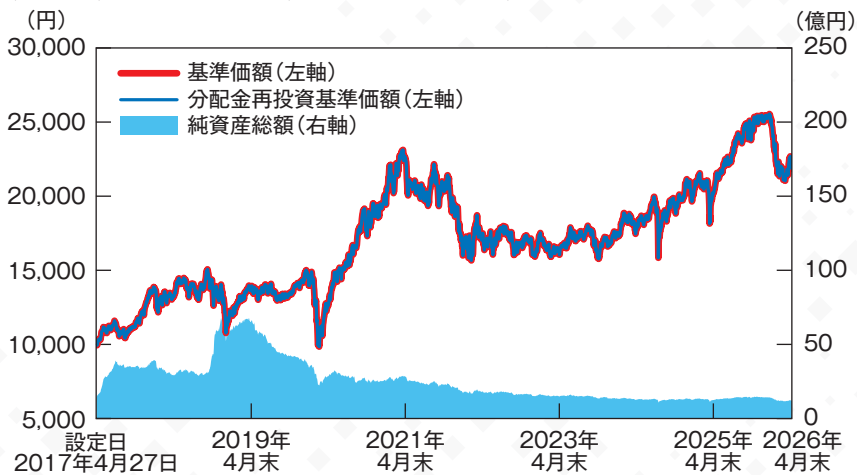
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。



基準価額・純資産の推移

(基準日：2026年4月30日)

(設定日(2017年4月27日)～2026年4月30日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	21,858円
純資産総額	11.90億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第5期(2022年4月25日)	0円
第6期(2023年4月24日)	0円
第7期(2024年4月24日)	0円
第8期(2025年4月24日)	0円
第9期(2026年4月24日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

《組入上位10銘柄》

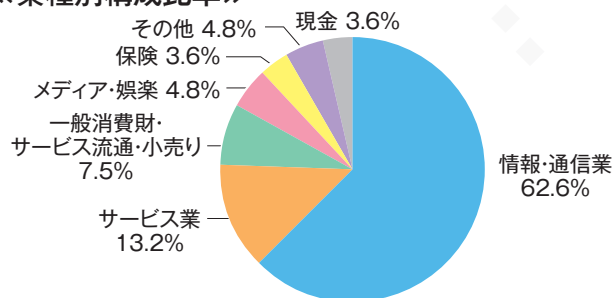
銘柄名	業種	組入比率
1 ソフトバンクグループ	情報・通信業	6.4%
2 アリババ・グループ・ホールディング	一般消費財・サービス流通・小売り	5.0%
3 ソフトバンク	情報・通信業	4.9%
4 テンセントホールディングス	メディア・娯楽	4.8%
5 インテリジェント ウェイブ	情報・通信業	4.2%
6 イー・ガーディアン	サービス業	4.1%
7 ペイカレント	サービス業	4.0%
8 アイティフォー	情報・通信業	3.8%
9 セレス	情報・通信業	3.6%
10 中国平安保険	保険	3.6%

《構成比率》

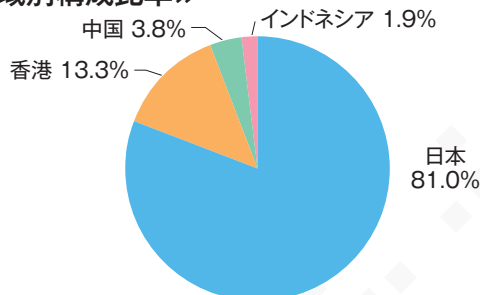
国内株式	78.1%
外国株式	18.3%
現金等	3.6%
合計	100.0%

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《業種別構成比率》



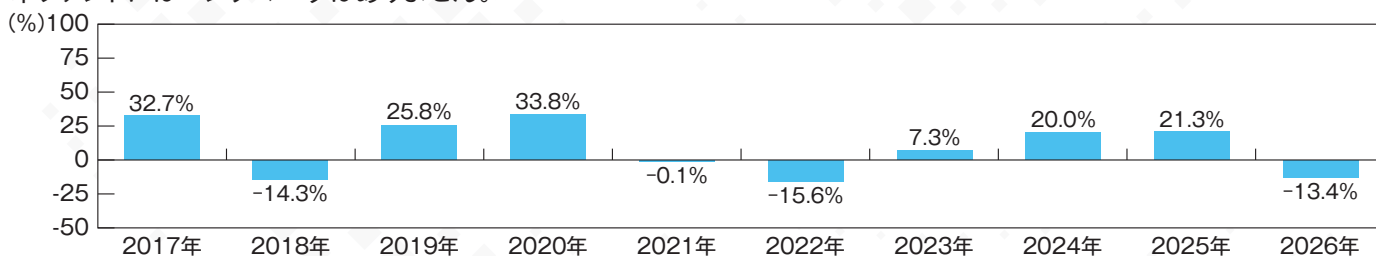
《国・地域別構成比率》



※業種別構成比率は、純資産総額に対する比率です。
※国・地域別構成比率は、組入株式評価額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2017年は設定日2017年4月27日から年末まで、2026年は年初から4月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2026年7月25日(土)～2027年1月22日(金) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2027年4月26日まで(設定日:2017年4月27日) 信託期間の延長が有利であると認めたときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月24日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 本ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜:3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価
信託財産留保額	ありません。	—

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.8018% (税抜:年1.638%) を乗じて得た額とします。 信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
	<信託報酬の配分 (税抜)>		
	支払先	料 率	役務の内容
	委託会社	年0.80%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.038%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。 委託会社の報酬より、投資顧問(助言)会社への報酬が支払われます。		
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。		

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。2027年1月1日から防衛特別所得税が加わりますが、課税率の合計に変更はありません。

- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・ 上記は2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2025年4月25日～2026年4月24日です。

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.97%	1.80%	0.17%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

